

一般財団法人Nスポーツコミッションなよろジュニア競技力強化補助金取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、一般財団法人Nスポーツコミッションなよろ（以下「当法人」という。）の定款第4条4号に定める事業の一環として行うジュニア競技力強化補助に関し、必要な事項を定める。

(交付基準)

第2条 この補助金は、当法人予算の範囲内において行う。

(補助対象者)

第3条 この補助の対象となるものは、名寄市内に居住するジュニアスポーツ選手（20歳未満）、チーム及びその指導者とし、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 事業内容が、ジュニア育成強化につながる明確な目的をもっていること
- (2) 事業内容が将来、競技力強化に寄与すること
- (3) 名寄市において、それぞれのスポーツ種目を統括する団体（加盟団体等）が主催及び主管的な立場にあり、かつ当該団体が計画性をもって実施する事業であること
但し、第4条第3号の補助についてはこの限りでない
- (4) 前号の他、特に会長が認めた事業

(補助の種類)

第4条 この補助の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 指導者研修参加補助（ジュニア指導に係る指導者研修・講習会等。ただし、個人資格の取得及び更新など、個人有益につながるものは除く）
- (2) 強化合宿等開催補助（特別強化合宿、特別強化練習等）
- (3) 指定選手特別補助（道・日本協会の指定された選手としてその団体が行う強化合宿、研修等への参加）

(補助申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする加盟団体等は、ジュニア競技力強化補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、会長に申請しなければならない。

- (1) 申請趣旨
- (2) 事業計画書（実施要項等）
- (3) 収支予算書
- (4) 参加者名簿
- (5) その他会長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めたときは、補助金等の額を決定し、ジュニア競技力強化補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(補助対象経費及び補助限度額)

第7条 補助対象経費及び補助限度額については、別表1及び別表2のとおりとする。

(実績報告)

第8条 補助金交付団体等は、当該補助事業が完了したときは、速やかにジュニア競技力強化補助実績報告書(様式第3)に次に掲げる書類を添付し、会長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 参加者名簿
- (4) その他会長が必要と認める書類

(決定の取消し及び返還)

第9条 会長は、補助団体等が次のいずれかに該当するときは、補助金等交付の決定を取り消し、又、既に交付した補助金等の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき 全 額
- (2) 補助金等を目的外に使用したとき 全 額
- (3) 補助対象経費における支出額が補助額に満たなかったとき その差額

(委 任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は決定の日から施行する。(平成5年9月13日)

附 則

- 1 この要綱は決定の日から施行する。(平成7年5月26日)

附 則

- 1 この要綱は決定の日から施行する。(平成11年4月1日)

附 則

- 1 この要領は平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領は令和7年 月 日から施行する。

別表1 補助対象経費及び補助限度額

補助の種類	補助限度額	補助対象経費
指導者研修参加補助金 (第4条第1号)	道内 20,000 道外 50,000	1、旅費(実費交通費)
強化合宿等開催補助金 (第4条第2号)	ア、補助対象経費総額の1/2 イ、別表2による限度額 上記ア・イのどちらか低い金額	1、旅費(実費交通費) 2、宿泊費 3、消耗品費 4、施設使用料 5、教材費 6、食糧費(弁当・補食等) 7、通信運搬費 8、謝礼(実費弁償程度) 9、借上料 10、その他(会長が認める経費)
指定選手特別補助金 (第4条第3号)	道内 20,000 道外 50,000	1、旅費(実費交通費) 2、宿泊費 但し、上部団体からの補助等がある場合は、当該補助相当額を対象経費から控除する

別表2 強化合宿等開催補助金(第4条2号)の限度額

対象人数	補助限度額	対象人数	補助限度額
5人以下	30,000円	6人～10人	50,000円
11人～20人	80,000円	21人～30人	100,000円
31人以上	110,000円		